

第一回 參議院厚生委員會會議錄第一號

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)

卷之三

理事

谷口彌三郎君

委員

山下 義信君

中山壽菴君

卷之三

井上なつみ著

小杉 仁多君

藤田 芳雄君

本日の会議に付した事項

卷之三

午後零時十四分開會

り委員会を開会いたします。予備審

設置法案を議題にいたします。先ず

卷之三

よした社会保障制度審議会設置法案

つきまして提案の理由を御説明申上
ます。

第六卷 原生植物全集第一冊 昭和二十三年十一月十二日

社会保障制度につきましては、政
を進めておるところであります。ま
で、本制度の企画、立案等につきま
しては、各方面の利害関係者の意見
十分に聞き、慎重に審議する必要があ
ると存する次第であります。從來厚
大臣の諮問機関といたしまして社会保
険制度調査会が設けられておりまし
が、以上ののような社会保障制度の重
性に鑑みまして、この調査会を廃止
たしまして、新たに内閣総理大臣の指
導の下に社会保障制度審議会を設け
ことにいたしたいと存する次第であ
ます。何とぞよろしく御審議下さる
うお願ひ申上げます。

○委員長(深本重蔵君) 尚法案の内
につきまして保険局長から御説明を貰
います。宮崎保険局長。

○宮崎保険局長(吉澤本一君) この條文は
つきまして、それでは條文ごとに簡略
に御説明申し上げたいと思ひます。
第一條は、この審議会が内閣総理大
臣の所轄に属するということござい
ます。これは先般お配り申上げました
この勅令書でござりますが、これによ
るが同列の審議会を國会からこれを定
められて設けた方がいいという趣旨
のようなことがございまして、内閣に

の審議会を開くべき勧告があると存じましたので、内閣総理大臣の所轄に属する、こういうことになつたわけでござります。その使命は社会保障制度につきまして調査、審議、勧告といふことでございます。新らしい文句として勧告という文字が入つておりますが、これはこの制度の重要性に顧みまして、調査、審議だけではなしに、勧告をするということが入つたわけでござります。

十分に聞き、慎重に審議する必要があると存する次第であります。從來厚生大臣の諮問機関といしまして社会保険制度調査会が設けられておりました
が、以上のよきな社会保障制度の重要性に鑑みまして、この調査会を廢止いたしまして、新たに内閣総理大臣の所轄の下に社会保障制度審議会を設けることにいたしたいと存する次第であります。何とぞよろしく御理解下さるようお願い申上げます。

○委員長(深澤謙吾) 尚法案の内容につきまして保険局長から御説明を願

それから第二條は、そのことを今少しふ詳く書いてございまして、この審議会が社会保険による経済的保障の最も効果的方法について、それから社会保険と、その関係事項に関する立法及び運営の大綱につき研究をする。研究の結果を内閣総理大臣を通じて國会に提出するということですございます。それから内閣総理大臣及び各大臣に対しまして書面を以て助言する任務権限を持つておる。こういう形のものである、それからこの審議会は重要な審議会であるからして、「内閣総理大臣及

員の構成は四十人である、併し特別の事項を調査審議するために臨時委員を置く、その臨時委員は十二人以内であるということをごさいますて、この種委員会としては相当入数を制限された審議会になつておるわけでござります。それから第四條は、審議会に、会長、副会長及び常務委員を一名置く、そしてそれは委員の互選で定める、会長は官廳から当らないで、委員の互選によつてやる。会長は内閣総理大臣を以て充てるというのでなしに、委員の互選によつて選ぶ、こういうことになつておるのでござります。珍しい例といつましても、会長、副会長の外に常務委員という委員を設けておる点がちよつと異なる点であろうと思ひ次第でございます。それから次の二項は、会長の任務でございますが、これは御説明の必要はないと思います。「常務委員は、議事及び提案された意見を記録するものとする。」こうしたことでござりますので、一種の事務長のような性格を帶びておるものだと思うのでござります。

それから第五條は、然らば委員はどういう方面から選ぶかということです。さいますが、選ぶのは内閣総理大臣がやることでござりますが、國會議員、関係各廳の官吏、學識経験ある者、それ

から使用者、被傭者、医師、歯科医師、薬剤師その他社会保険事業に關係ある者、この四つのグループを同数に選ぶのでありますて、四十名でありますので、各グループ十名當とこういうことでございますが、而も同数ということとありますので、國會議員から十名、関係各處の官吏十名、これはその各處が相當多くございますので、今差けましても厚生、労働、運輸、大藏、それから恩給局いろいろの關係がござりますので、そういう意味の官吏でござります。それから學識経験ある者十名でござりますが、これはこの通りでございまして、この事業に學識経験を持つておられる方十名、それから次が具体的に限定されておりまして、使用者、被傭者、これは私共の言葉でいえば事業關係者という意味になると思うのであります。使用者と被傭者と、それから医師、歯科医師、薬剤師、これも限定されておりますので、お医者、歯医者及び薬剤師の両方からといふので一人當でございます。後の残りの方はその他の社会保険事業に關係ある者、こういうことでございまして、例えは國民健康保険組合の代表者とか、或いは健康保険組合の連合会の代表者であるとか、いる、な社会保険に關係ある人が外にあると思うのであります。それが、そういう人を選ぶ。それから臨時委員はこの第一項の國會議員から選ぶことはできませんので、第二項、即ち關係各處の官吏、学識経験ある者、それからその他の社会保

申上げられないと思いませんが、よく研究をいたしたいと存じます。

味においては、これは相反するものでないと存じます。

幹事にもなつておりますので、役人をやはりこれも同様で監理大臣が選ぶ、こうしたことになるわけあります。

「委員の任期は二年とし、一年毎にその半数を命じ、又は委嘱する。」こういうことでございます。それから次は補欠、それから臨時等は省略いたします。

それから第七條は、この審議会はそういうように非常に各省に亘る重要な事項でございますので、資料、情報等の提出を各廳に命ずるわけでございました。

それから第八條は、審議会の会議は、これは必要に應じて開くものとあるけれども、少なくとも三月に一回は開かなくちやならん。併しどうしても開けない正当の理由があれば別でありますけれども、三ヶ月に一回は必ず開かなければならぬ、こういうことです。

それから審議会は、毎会計年度の末から六十日以内、即ち二月以内に前会計年度内におけるその活動、調査及び報告の摘要についての報告書を國会に提出する。而も内閣總理大臣を通じて國会に提出するということになります。即ちこの審議会のその年ににおける活動状況を國民の代表である國会にお示しをするということであると思うのであります。

それから第十條は、幹事三十人以内を作つて、幹事は役所の者と學識経験ある者とから選ぶ、こういうことでございます。幹事は、この社會保障と申しますのは參議院の方々も御存知でございますが、非常に各省に亘つておるのであります。その各省の關係を調整しなければ統一された案ができない

関係にもなつておりますので、役人を

幹事といたしまして、役人同志のこと

みへ學識経験のある人たちが入つて來る、權威ある委員会の委員の方々に余りお手数を掛けないようにしたいといふ意味におきまして、十分案を練り、又研究をいたしまして、委員会に出す

といふ意味で、幹事を三十名以内置くということになつておるわけでござります。そして幹事は委員に対して技術的助言及び事務上の援助をしなければならぬという幹事の任務を書いたわけでござります。そしてこの法律は公布の日から施行する。

それから社會保険制度調査会は、これはこの審議会ができます」というと非常に大掛かりのものができますし、そこに包含される關係もございますのでこれは解消するというわけでござります。

それから「この法律公布後最初に委員となる者のうち、内閣總理大臣が任命又は委嘱の際に指定する半数の者の任期は、この法律公布の日から一年とし、残りの半数の者の任期は、この法律公布の日から二年とする。」これは半分だけ一年ということになつておりますので、そのことを明瞭にしたわけでございます。

それから第十條は、幹事三十人以内を作つて、幹事は役所の者と學識経験ある者とから選ぶ、こういうことでございます。幹事は、この社會保障と申しますのは參議院の方々も御存知でございますが、非常に各省に亘つておるのであります。その各省の關係を調整しなければ統一された案ができない

第五條でございます。第五條の四、只

第五條でござります。第五條の四、只

のであります。その各省の関係を調整しなければ統一された案ができない。

心……。
○井上なつゑ君 お伺いいたします。

等もございまして、そういう人数の関係で具体的にどうなるかということを

分しなければならんと思うのであります。能動的に自己の問題を調査する、又政府に提出するが、今中平委員の御質問のような意

という機能を持つておるわけでございまして、従来の單なる詰問、詰詢的なものではない、ということを申上げた上で存じます。

國会議員の御いたしましては、こういう政府の審議会その他に対し講演の入つて行くことを否定しておる例があるのです。これは否定されないといふ考え方であります。それで、その点をお伺いいたします。それからまだあと二、三質問がありますが、引続いてお聞きします。

社会の欠陥を是正するために努力しつつある社会事業家が、ここに入らんものか、入るものか、どういう意思を持つか、そこをお答え願います。

○政府委嘱官 岩崎太一君：この「その他社会保険事業に関係ある者」というところには私は入らないと思いますが、学識経験ある者といたところに、社会事業の方を入れなければならんと

れはこんな大きな問題を審議しますのに、何だか大変悠長なような感じがいたしますが、どういうふうに常にさわらなければなりませんか、そうして三ヶ月に一回といふのは、どういうところから割出されただでございましょうか、伺いたい。

○政府委員(吉崎本一君) 先程の小杉委員のお話でございますが、この点は私共決して助産婦、或いは看護婦、保健婦を蔑視したということはございません。これは関係の濃度においては医師、歯科医師、薬剤師が強い関係で出来つたのでございます。その他という點

の権威者を網羅した委員会では都合が悪いと思いまして、少くとも三月に一回ということにしたわけであります。決して年に四回という意味でないことをお答え申上げます。

おいてやるかという問題でござりますが、この社会保障制度をどのスケールにおいてやるかということから始まらなければならんと思うのであります。が、イギリスの案のよくなあいう総合的な完成された形にいたしましたには、私は今の日本としてはとても十年くらいではできないと思うのであります。これは私の観測でございます。そこで日本の昨年の調査会の答申によりますと、当時にいたしましても、それが予想されておりまして、第一段階から第六段階に分けましてやつておるわ

○中平駿太郎君 続いてお尋ねいたしましたが、第五條の第四の使用者、被傭者のところであります、「その他社会保険事業に」とありますから、これは社会保険事業の者は入るでありますよう、社会保障というは、社会事業の立場から申しまして、社会事業の眞髓を握つて行くべきものだらうと思うのであります。ここに薬剤師などが入つておるに拘わらず、社会事業家といふことが入つていいのであります。が、社会事業家という者に対し一つの椅子を與える考へがないのかどうか。ただ「その他社会保険事業」とあるが、社会事業家といふのはないが、これは社会事業の眞髓を握るべきものであつて、今日の民生安定に対する

ないかと私は思つております。併しながらここにこう書いてあることは、やはりこれは一つの差別待遇であります。昔からあの金持の実様は元は看護婦でなかつたか、あの人は元産婆でなかつたかといふ蔑視的の観念があつたところから、この者は眼中にないのじやないかという氣を起すのであります。それでは是非私はここに差支ないならばこれを記入して頂きたいと思ひます。産婆、看護婦、保健婦、最も大事なことでのないかと思います。

○紅葉みつ君 この第八條でございま
すが、審議会の会議は必要に應じて開
く、但し正当な理由があつて開けない
場合は、三ヶ月に一回が最小限度の期
間としてあるようござりますが、こ

らもう一つ今のお話でござりますが、これは少くとも三月に一回ということでおざいますので、必要に應じて毎月でも、又月何回でも開くべきものと想うのであります。ただこれほど重要な問題になりますと、場合によりますと、或る事を委員会でお決めになります、その次までに調査をして開きますために、幹事会を何回も開いて案を練りますが、それが委員会へ提出するまでの案にでき上らない場合もあると思ひます。そういう意味において委員会が休んでおる場合、幹事会は頻繁に開くわけでありまして、そうして成案を作りまして、成るべく委員の方々が小さな細かな問題で長い時間費することのないようにならないと、これはど

その勧告書のようした相当年限が掛かるか、日本の財政力とどういうふうにならるかということをここで研究をしておりますが、大体の見通しといふものも相当持つていらつしやると思ひます。若しこれを五年なり、七年なり置いて審議会をやるのか、どの程度やるかという腹案があるかどうか、そして審議会をお開きになるにつきまして、この経費は相当の金を持ってやられるのでありますか、どれくらいの経費を以てこの審議会をお作りになりますかどうか、その点も附加えてお伺い申上げます。

ます。ところがアメリカのこの勧告書を読みますると、大体アメリカの考え方の方は日本の調査会の第一段階を目論んでおられるよう見受けられるのであります。そこで若し第一段階、あの日本側の第一段階をアメリカの勧告に従つてやるとしますならば、私はそんなに日数は掛からないと思いますと申しますのは現在ございます健康保険、國民健康保険、或いは年金保険、労災保険、失業保険というような各種の保険と、恩給制度とそれから各省に亘つておりますの國家公務員共済組合、それから船員保険、そういうものを統合強化するということがこの勧告の主なるものでございます。その外に国民健康保険につきましては、今日の半額負担の

484).
The following table gives the results of the experiments.

○中平駒太郎君　読いてお尋ねいたしましたが、第五條の第四の使用者、被保険者のところでありますが「その他社会保険事業者」にありますから、これは社会保険事業の者は入るでありますようが、社会保障というのは、社会事業の立場から申しまして、社会事業の眞髄を握つて行くべきものだらうと思うのであります。ここに薬剤師などが入つておるに拘わらず、社会事業家といふことが入つていいのであります。が、社会事業家という者に対しても、その椅子を與える考え方がないのかどうか。ただ「その他社会保険事業」とあるが、社会事業家というのではないが、これは社会事業の眞髄を握るべきものであつて、今日の民生安定に対する、

ないかと私は思つております。併しながらここにこう書いてあることは、やはりこれは一つの差別待遇でありますて、昔からあの金持の豪農は尤も看護婦でなかつたか、あの人は元産婆でなかつたかという蔑視的の観念があつたところから、この者は眼中にないのぢやないかといふ氣を起すのであります。それでは非私はここに差支ないならばこれを記入して頂きたいと思います。産婆、看護婦、保健婦、最も大事なことではないかと思ひます。

○紅雲みづ君　この第八條でございますが、審議会の会議は必要に應じて開く、但し正当な理由があつて開けない場合は、三ヶ月に一回が最小限度の期間としてあるようござりますが、こ

らもう一つ今のお話でござりますが、これは少くとも三月に一回ということでおざいますので、必要に應じて毎月でも、又月何回でも開くべきものと想うのであります。ただこれほど重要な問題になりますと、場合によりますと、或る事を委員会でお決めになります、その次までに調査をして開きますために、幹事会を何回も開いて案を練りますが、それが委員会へ提出するまでの案にでき上らない場合もあると思ひます。そういう意味において委員会が休んでおる場合、幹事会は頻繁に開くわけでありまして、そうして成案を作りまして、成るべく委員の方々が小さな細かな問題で長い時間費することのないようにならないと、これはど

その勧告書のようした相当年限が掛かるか、日本の財政力とどういうふうにならるかということをここで研究をしておりますが、大体の見通しといふものも相当持つていらつしやると思ひます。若しこれを五年なり、七年なり置いて審議会をやるのか、どの程度やるかという腹案があるかどうか、そして審議会をお開きになるにつきまして、この経費は相当の金を持ってやられるのでありますが、どれくらいの経費を以てこの審議会をお作りになりますかどうか、その点も附加えてお伺い申上げます。

ます。ところがアメリカのこの勧告書を読みますると、大体アメリカの考え方の方は日本の調査会の第一段階を目論んでおられるよう見受けられるのであります。そこで若し第一段階、あの日本側の第一段階をアメリカの勧告に従つてやるとしますならば、私はそんなに日数は掛からないと思いますと申しますのは現在ございます健康保険、國民健康保険、或いは年金保険、労災保険、失業保険というような各種の保険と、恩給制度とそれから各省に亘つておりますの國家公務員共済組合、それから船員保険、そういうものを統合強化するということがこの勧告の主なるものでございます。その外に国民健康保険につきましては、今日の半額負担の

484).
—

第三卷

一年とし、残りの半数の者の任期は、この法律公布の日から二年とする。

昭和二十四年一月五日印刷

昭和二十四年一月六日發行

參議院事務局

(七五)
印刷者 印刷局